第59号様式（掲示板の規格等）

（1）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選挙  ポスター掲示場  （選挙区名）  注意  1．ポスターは、指定された区画にはってください。  2．この掲示場は、何選挙（選挙区名）候補者以外の方は使用できません。  3．掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。  多古町選挙管理委員会 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | | | | | | | |  |

（2）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | | | | | | | |  |

備考

1．掲示場の区画数が15区画以上のときは、（2）の様式によることができる。ただし、同一開票区内において（1）様式と（2）様式を併用することはできない。

2．掲示面の区画には矢印で示す順序により1から始まる一連番号を記載し、当該番号は算用数字を用いる。

3．既存の構築物を利用して掲示場を設置する場合は、脚を設けないことができる。

4．1の掲示面（1区画の大きさ）は、縦45センチメートル、横45センチメートルとする。

5．掲示場には、選挙名（選挙区名を含む。）及びポスター掲示場であること、掲示場及びポスターをき損又は破損した場合には処罰されること等の注意事項並びに多古町選挙管理委員会の名を表示しなければならない。

6．掲示場であること等の表示欄の幅は、45センチメートル以上とする。

7．選挙名及びポスター掲示場であることの表示はおおむね10センチメートル以内の幅の部分に、注意事項及び多古町選挙管理委員会の名の表示はおおむね30センチメートル以内の幅の部分にそれぞれ行うこととし、余白の部分は選挙啓発のために使用することができる。